

民族的(National or Ethnic)、宗教的、言語的マイ
ノリティに属する人びとの権利に関する宣言¹
(マイノリティ権利宣言)

国際連合総会決議47/135
1992年12月18日採択

総会は、

国際連合の基本目的の一つが、国連憲章で宣言されているとおり、人種、性、言語や宗教による差別なく、すべての人のために人権と基本的自由を尊重するよう助長・奨励することであることを再確認し、

基本的人権、人間の尊厳と価値、男女や大小各国の平等な権利に対する信念をあらためて確認し、

国際連合憲章、世界人権宣言、集団殺害犯罪の防止と処罰に関する条約、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約、市民的・政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約、宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容と差別の撤廃に関する宣言、子どもの権利に関する条約、その他の世界や地域レベルで採択された関連する国際文書、国際連合の各加盟国間で締結された国際文書に含まれている諸原則の実現を促進することを希望し、

市民的・政治的権利に関する国際規約の民族的(Ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利に関する第27条の規定によって活気づけられ、

民族的(National or Ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利の伸長と保護が、彼/彼女らが居住する国家の政治的・社会的安定に寄与することを考慮し、

民族的(National or Ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利の持続的な伸長と実現が、社会全体の発展の不可欠な一部として、法の支配に基づく民主主義の枠内で、人びとや国家の間の友好と協力の強化に寄与することを強調し、

国際連合が、マイノリティの保護に関して重要な役割を果すべきであることを考慮し、

国連システム、特に人権委員会、差別防止・マイ

ノリティ保護小委員会、国際人権規約その他関連する国際人権文書に従って設置された機関がこれまで行なってきた、民族的(national or ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利を助長し保護する作業に留意し、

政府間組織(IGO)と非政府組織(NGO)が、マイノリティの保護と民族的(national or ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利の伸長・保護において、重要な作業を行っていることを考慮し、

民族的(national or ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利に関する、国際文書のより一層効果的な実施を確保する必要性を認識し、

この「民族的(national or ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとの権利に関する宣言」を公布する。

第1条

1. 国家は、それぞれの領域内において、マイノリティの存在とその民族的(national or ethnic)、文化的、宗教的、言語的アイデンティティ(独自性)を保護し、そのアイデンティティを促進するための条件を助長しなければならない。

2. 国家は、これらの目的を達成するために適当な立法その他の措置をとらなければならない。

第2条

1. 民族的(national or ethnic)、宗教的、言語的マイノリティに属する人びと(以下「マイノリティに属する人びと」)は、私的かつ公的に、自由に、干渉を受けずに、またいかなる形態の差別もなく、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰・実践し、自己の言語を使用する権利をもつ。

2. マイノリティに属する人びとは文化的、宗教的、社会的、経済的生活と公共生活に効果的に参加する権利をもつ。

3. マイノリティに属する人びとは、自らが属するマイノリティ(集団)や自らが居住する地域に関する、全国的また適当な場合には地域的レベルにおける決定に、国内法に反しない方法で、効果的に参加する権利をもつ。

4. マイノリティに属する人びとは、自己の結社を設立し維持する権利を持つ。

¹ Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities

5. マイノリティに属する人びとは、その（マイノリティ）集団の他の構成員や他のマイノリティに属する人びとと、自由かつ平和的に接触し、彼／彼女らが民族的（national or ethnic）、宗教的又は言語的紐帯によって関係をもつ他国の市民との国境を越えた接触を、いかなる差別もなく、樹立し維持する権利をもつ。

第3条

1. マイノリティに属する人びとは、個人として、また自己の（マイノリティ）集団の他の構成員とともに、この宣言が定める権利を含む自らの権利を、いかなる差別もなく行使することができる。
2. マイノリティに属するいかなる人も、この宣言が定める権利を行使する、あるいは行使しないことによって不利益を受けることがあってはならない。

第4条

1. 国家は、必要な場合、マイノリティに属する人びとが、自らのあらゆる人権と基本的自由を、いかなる差別もなく、法の前において全く平等に、充分かつ効果的に行使できるよう確保するための措置をとらなければならない。
2. 国家は、特定の活動が国の法律に違反し、かつ国際基準に反する場合を除いて、マイノリティに属する人びとがその特性を表し、自らの文化、言語、宗教、伝統、習慣を発展させ得る有利な条件を創るための措置をとらなければならない。
3. 国家は、可能な場合いつでも、マイノリティに属する人びとが自らの母語を学んだり、母語で教育を受ける十分な機会を得られるよう適切な措置をとる。
4. 国家は、適切な場合に、教育の分野で、領域内に存在するマイノリティの歴史、伝統、言語、文化の知識を助長するための措置をとる。マイノリティに属する人びとは、社会全体の知識を得るための十分な機会をもつ。
5. 国家は、マイノリティに属する人びとが、その国の経済的伸張と発展に十分参加できるよう適切な措置を考慮する。

第5条

1. 国家の政策と計画は、マイノリティに属する人びとの正当な利益に妥当な考慮を払って立案され、

実施されなければならない。

2. 国家間の協力・援助の計画は、マイノリティに属する人びとの正当な利益に妥当な考慮を払って、立案され、実施されなければならない。

第6条

国家は、相互理解と信頼を促進するために、マイノリティに属する人びとに関連する問題について、とくに情報と経験の交換を通じて、協力する。

第7条

国家は、この宣言が定める権利の尊重を促進するために協力する。

第8条

1. この宣言のいかなる規定も、マイノリティに属する人びとに関して国家が負う国際義務の履行を妨げるものではない。特に、国家は、自らが当事国である国際的な条約と協定に基づいて負う義務と約束を、誠実に履行しなければならない。
2. この宣言が定める権利の行使は、普遍的に認められた人権と基本的自由をすべての人が享受することを妨げるものではない。
3. この宣言が定める権利の効果的な享受を確保するために国家がとる措置は、世界人権宣言が含んでいる平等原則に反するものと、直ちにみなされることはない。
4. この宣言のいずれの規定も、国際連合の目的と、国家の主権の平等、領土の保全、政治的独立を含む国際連合の原則に反する活動を許すものと解釈することはできない。

第9条

国連システムの専門機関とその他の組織は、それぞれが権限をもつ分野において、この宣言が定める権利と原則を完全に実現するため貢献しなければならない。

〔岡本雅享訳〕